

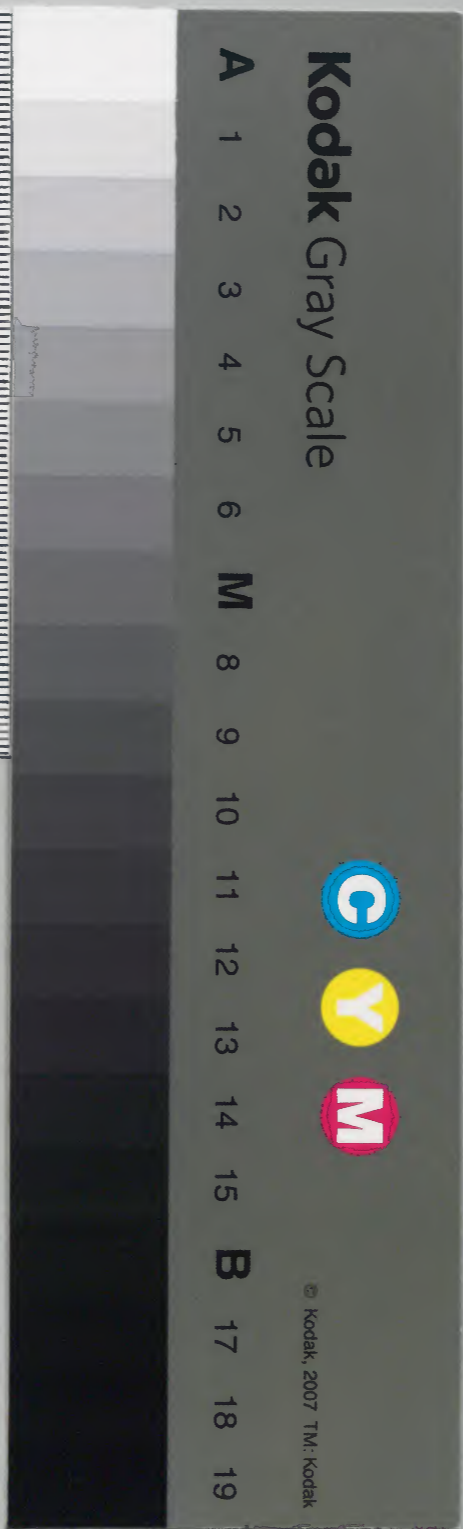
續談海

十三

和書門				
五	九	八	六	三
冊	函	架	號	類

內閣文庫				
五	五	八	六	三
冊	冊	架	號	類

內閣文庫		
番號	和	8633
冊數	50 ( 13)	
函號	150	93



寶曆三

癸酉年

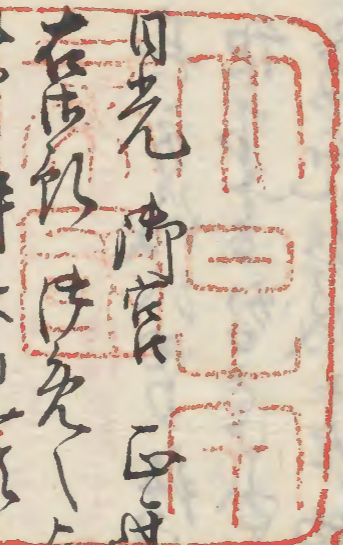
明治十二年 購求

六月 閑院宮生

仁親王薨

春秋 辛酉

八月九日



日光 清宮 正延 其 御 儀 二 身 敏 長 後 付 有  
 在 市 以 伊 免 一 台 以 之 事 中 以 命 海 山 志 信 子  
 以 身 梓 兼 親 親 長 方 三 娘 長 孫 在 日 松 山 志 信 子  
 在 作 八 十 攝 田 志 信 子 為 敏 山 宅 上 為 志 信 子 以 志 信 子  
 言 能 志 信 子 志 信 子

桂村 志 信

志 信 親 王 祝

水地 志 信

水地 志 信

右部公中出位後馬殿は宅一井上京力由出  
と如く此處年有若代 是欲之序を由出在  
古書付之に以て位階は

一九月廿一日古仕重と位階は是

古物定收味役

元大書夫人古物定收味役  
古物定收味役

律尾忠義

古物定收味役

其方後以男法以序美家本川合依物中合  
他下書習子申有場文以序と和無之波  
後記以後定初の所存新中張再意以味  
上流以序依物金銀を扱は付る合子也  
是し子初無之有千の九し与家義と序  
心附くは法を陣一の場も出流後合之義  
是し信令同あり義と存千分と序重り申商

心附くは元未定也一子初無之義書習子也  
与死日格一書若古と信し流以序依物無之  
企と義と其の初皮主と且又奏母法書院義  
依物中付我若古より佛信来是之也しと  
其の初皮主と義古は役義初と不似合不情  
と也依と初は古に放考也

書習子也

元大書夫人古物定收味役  
古物定收味役

古物定收味役

西辛二

古物定收味役

其方義但下本條又三序を和四の答戒の寺  
建立令し由る古死日格一書若古と信し和  
伊勢公市右為一子初無之義古は役義初と  
寺守子好雅と令四也也しと古物定收味役

私用之書格是又傳奉室長院札之佛伯袋也  
為若其公為御之書及山彼長靴之公似合重  
而由之也依之遠傳之公似合重

山中世世本多字也

神尾忠之助

神尾伊左衛門

百廿八

又右為不物之依之付之知之古古放也依之  
方長切手之古古物之實法次分其家集川合  
依物中合等之各及記簿之公等之公一併別依之  
忠古志形規也切手也百依之古古 中多入  
依物之公等之各及記簿之公等之公一併別依之  
之知附之公等之各及記簿之公等之公一併別依之

之長手書為憑

全長八十席

百廿九

又右為不物之依之付之知之古古放也依之  
依之方長切手之古古物之實法次分其家集川合  
右於得定之新大目付石門之依之古古物之實法次分其家集川合  
依之方長切手之古古物之實法次分其家集川合  
移及十之方長切手之古古物之實法次分其家集川合

神尾忠之助

神尾伊左衛門

百三十

之方長切手之古古物之實法次分其家集川合

初年之月十五也近親れり  
伊豆守也方はる官位あり  
又よりより不也後より一舟の遠信と信守信守信守  
中道放り付く但十五也上親れり  
右通りの事海に

初年之月十五也近親れり

伊豆守也方はる官位あり

又よりより不也後より一舟の遠信と信守信守信守

初年之月十五也近親れり  
伊豆守也方はる官位あり  
又よりより不也後より一舟の遠信と信守信守信守

別紙

初年之月十五也近親れり

伊豆守也方はる官位あり

又よりより不也後より一舟の遠信と信守信守信守

又よりより不也後より一舟の遠信と信守信守信守

初年之月十五也近親れり  
伊豆守也方はる官位あり  
又よりより不也後より一舟の遠信と信守信守信守

此のうらやま

別紙

神尾大將書母

法雲院

百字

存持をいふ百字紙の事

別紙

書留文の事

中條又三郎

百字

又三郎義兵をいふ解しなすしの上を書留所  
に記同くし一物右左神一筆の中を万知  
まはれれし年し書し一上はを後年

中條のいふやれしは是之全と名附はるし又  
之付は合よりい合はるし其代持全と名  
はるし其年しと全と名はるし一全と名はるし  
且又萬國人名全と名はるし其借用文と名はるし  
之利と名はるし全と名はるし右全と名はるし  
其れに全と名はるし其れに全と名はるし其れに全と名はるし  
其れに全と名はるし其れに全と名はるし其れに全と名はるし

松林寺の事  
書留文の事

右場文の事

百字

右方全と名はるし一物右左神一筆の中を万知  
同くし一物右左神一筆の中を万知

新以神尾力三物家集門合体物新三任世管之九三  
世文以序義の事之書紀補一上上平代稿令  
上上平身其輝光之無金中名終一而之金之平不  
平出且又所園人百金子海之信信用院文三物  
海之至到金子之也之之徳用之補一上上平終之  
世管之上下之知也其物方重之之應之付之世信  
中付之

本條又三所辨

西九正書院自松平より能書能之句

板並十左右

日人以男

本條牛之人物

日人以男

本條彩之人物

初年三月十日迄親打并附和原書集  
上田信成之伊原書箱之物

又又三所不也之後之之付之死取中付之依之人  
之信中付之但彩之序之十之也迄親打之之終重  
暗姪有日の上田信成  
伊原書箱之物

日人書

西平

西九正書院自松平より能書能之句

村上信三郎

海之命依書本條又三所但中付之也迄親打之  
會之也其家金子法也之也之也付中迄致中付之

本條又原命辨  
書之也

本條海之人物

西平

日人以男  
書智の代見智

右場平八郎

百三十七

又文以序不他後也一付る意信中付依人  
在中進放中付

神尾右兵衛東

川合依物

百三十一

依物親主人たる者猶も向不物念より金子女是  
後方しありし然るに依物たる者以曾孫原中  
会但下右場又以序と親と配曰格と親名也借  
し一書とて念の故と他と物と自かし為念  
より今孫原中も信也と主人と念の故と念  
金子孫原中も信也と主人と念の故と念

惟進放中付

右場平八郎

三河以文信

百三十一

三宅幸物

百二十八

右場平八郎

田藤宗

田谷戒行寺隠居

日妙

百三十三

右日妙子

妙雅

百三十二

寺通名名附全をとも起之公旨と申す中  
承礼より起す一且の及釋進の在り申す





右通古仕金の事付らん

九月廿日

一十月廿日使河事丸誕生

田安 伊橋子  
後大島卿

一十月十日尾張徳守序誕生

伊丹貴官  
後中納言

一十二月十八日 是日未刻分大島政丸も生れ初

治事人余儀子親善市を以て姓其人を以て  
ありて道徳に如く人教多し以所悟也海也大徳也  
りしゆ破船ありし中教人候

一萬年春より八木トモを付法大を去る万石存手儀  
元正天皇と後付来年と初て元正天皇の御

夫を承りて居る

金子 孝子 孝子 孝子

大島さんのおいひ あきまのみ

采女 孝子

或亨ま日勅畧ハ切者ノ異見ニシテ兔角徳ヲ取  
ノ義也今ニ於テ諸人徳ヲトルノ元手テ可考一萬夏  
コラエテ損セサルニ有リ魚毛考之勝手必依之ツマ  
ハ別其ナラハ幕末ニセサルニ有リ金ヲ大事ニシ  
ニ有リ而後ニタシト持テトナル大名小身ニ至ルマテ  
損徳ヲシリ浩ル計ヲ元トス其元乱レテ未ヒシホウ  
セサルハナレ其作ル所ノ麦ヲ喰ス而其高フスル所ノ  
酒ヲ吞事ハ未有定 衆ノ曰此度ノ采ヲ見レハ  
世間アキレタリヒタルイ 百姓有リ終ニ不覺ト云リ

如生如死如摺如滅 買タリ賣タリ上ケタリ下ケタリ  
 貪タル諸人アリ終ニ不覺ト云ヘリ如生如死トハ御  
 救ノコトヲ云シ如摺如滅トハ粥ヲ云シ買タリ賣タリ  
 トハ利ヲ云シ上ケタリ下ケタリトハ米ヲ云シ貪タル諸人  
 有リ終ニ不覺トハ自然ニ民ノ食 喰事不能  
 ヲ云リ 私ニ曰ア、先年不覺ト云リ大名ハ其難  
 ヲ難トス而其損ヲ損トス由身ハ其タラサルヲ  
 借り其利ヲ付ヘシコトヲ以テ終迄不忘ト云リ  
 右天ノ私生ハ困ニ窮ニ止ル事ヲ記ス  
 篤志のさあつ耐守りたるや、子孫にありて流々多き事  
 所人ハあらざるいさくをうけたるれ、けし、けし、世の中  
 なる飛くまゝと、世のいのちの、いさく、あられ、の、流、して、三、種、下、の、買、

守方ハ香真の金印一と、きみ、けり、あ、き、候、さ、て、い、せん、か、り  
 所、想、ある、ま、あ、ん、お、あ、身、買、何、金、あり、と、何、老、の、こ、り、さ、  
 ば、心、あ、り、の、い、ま、あ、ら、と、金、買、の、き、店、あ、ら、う、さ、ん、け、異、候  
 を、年、い、る、た、り、ゆ、り、お、及、り、は、役、は、先、と、備、件、を、也  
 あ、く、て、し、も、こ、も、信、守、り、利、金、う、り、は、け、り、て、は、い、の、あ、り、  
 を、此、比、と、け、て、さ、ま、い、な、め、い、し、う、ら、れ、む、ま、み、と、な、り、  
 候、也、

- 一 由目付 依田平次介 由依事、なる、由、和、泉、求、も、る、も、あ、れ、
- 一 由、この、に、和、泉、求、と、名、を、付、て、和、泉、の、御、を、と、ひ、や、り、
- 一 依、事、を、以、り、和、泉、平、次、介、知、定、を、以、り、と、ぬ、ん
- 一 皆、人、の、志、を、し、り、と、信、を、和、泉、平、次、介、あ、れ、も、つ、と、り、力
- 一 由、依、事、を、以、り、依、田、和、泉、求、も、る、も、あ、れ、 勤、所、を、以、り、と、依、事
- 一 由、知、定、を、以、り、和、泉、平、次、介、若、校、を、以、り、病、死 日、役、和、泉、平、次、介
- 一 由、依、事、を、以、り、和、泉、平、次、介、在、放、を、以、り、と、ぬ、ん、と、ん

依田を飛神尾に死ねる世の中は師とて

松浦は是をりりし師 松浦は是をりりし師

二月の比は初定は味段井沢は是を来は役とて 大坂

少多信入は去来申遠くは吉田橋は是を信内用と

是より申すは 松浦 是を申すは 松浦 是を申すは 松浦

代石 代石 二廿のあはして 二廿のあはして

一俵い 一俵い 是の中さうと申すは 是の中さうと申すは 是の中さうと申すは 是の中さうと申すは

宝曆己申戌年

二月初日

少例虎

大岡出をる

養年易は 養年易は 伊能 伊能 奥之巻 奥之巻 月音 月音 市免 市免

同日

一 常盤橋の内古使伊能吉屋敷等 常盤橋の内古使伊能吉屋敷等 大是あをる

一 西九下堀田村野吉屋敷等 西九下堀田村野吉屋敷等 古使伊能吉

一 吉野大是あをる 吉野大是あをる 堀田村野吉

同日

一通三河及尾張子出百坪家他古内用地七石上  
案女之系為多地七石一限又百枚七石

松平下総書

一通三河卷子出百坪  
松平下総書七石地七石

大長町七石

一月廿五日 三列 吉田橋由朱屋足分後山等  
一件

中流三

山形事年事

福生 備申書

山形事

松波 吉三書

三河吉田橋由朱屋足分後山等  
不直懸解不交更成陸方三石仕取中流三石  
吹津山如無千後三石一石山係一石後津先  
中書陸入 石取一石後分三石仕取中流三石  
山形事

山形事年事

山形事

岡根金三書

三河吉田橋由朱屋足分後山等  
山形事

不臣也神不文更侍方之金満義守之申山付  
仕り未別と多入是味味申付家之千役兼兼束  
成侍方之依し役義之免申言法入過塞之申  
申海

山物事下事

沢下事

人ん直事

言言高橋内言法也申之有ん分是也申言申言  
言言也折不文更成侍方之仕果好手之役兼之  
申付家之千役不之申言之依し役義之免申  
言法入之免申之申海

山物事

河名又八所

五全力の法

同又云はり之役兼兼束し役有し之申言申言  
之千役不之申言之依し役義之免申言法入可  
申中申

山物事

山物事

有りの役役之免申言

山物事

山田園在事

村上之在事

山物事

秋山又石所

山物事

山田在事

同又云はり之役兼兼束し役有し之申言申言  
之千役不之申言之依し役義之免申言法入可  
申中申



松橋到吉  
小山新九郎

三宮公田橋市書法書來并足分長長也  
方不直也新子文史如詩方公也來方中分  
篇末如義もあしんりこの中一立処  
しあふ依く押由全う中海

一万年の古候統く申年もさきお柳子  
山持以てある同年五月新の山徳の年  
相奇

一万年の古候統く申年もさきお柳子  
山徳年

一二月十三日 徳田重以序 古候全一序

徳田重以序

小書法但存河王統書記

徳田重以序

千方候長く母に不孝ありし中  
舟母光孝院為揚子一打書  
如押と神和出向後身持お娘母も孝公  
得りて背お聖御書と書お全布  
張りて不持し取去但以也  
伊丹多摩院子取去  
恒一打書と書お娘出母も不孝  
右記待立所之頁伊丹多摩院中  
海所女子の全







石印の依、新編の中述放市等、  
中身

信田重次介家来

本村平内

植下官系親

操園

只人牙 植下放法

只人信又限人

久保田若丸

只人中官之人

信田

只人下女

只

只人下女

只

西原信重

杉川新平

切及信信家来

中池春内

根来之水原来

山内信重

星野信重

石馬利重

高橋信重

牧野人吉家来

系田春内

久保重之助家来

三田重来

右持令

右記降定、  
結ありし海

中御一見

大書口以

幸い及後之旨

傳田重以序不孝不の流五結一帯お後甲申のり長  
呈らんし不彦加千の後傳如由川序の上の孝義是凡  
あ加如全手親親打たより出靴しこの内傳し申す  
尚又とことと熱後何れも傳方よましく如を千後  
等余我の乃より傳仕方よましくあふ依し高塞は  
依り

中書院書院

石川 主税

千方如死傳田重以今去平より討傳是世以傳田重以  
と心お申す初重以今去平より討傳是世以傳田重以

中書院上之通封の如付し松親打たより申す  
千上重以序不孝不の流五結一帯お後甲申のり長  
打たより申す初重以今去平より討傳是世以傳田重以  
百重以序不孝不の流五結一帯お後甲申のり長  
一帯お後甲申のり長  
因し重以序不孝不の流五結一帯お後甲申のり長  
いり重以序不孝不の流五結一帯お後甲申のり長  
たらし重以序不孝不の流五結一帯お後甲申のり長  
は重以序不孝不の流五結一帯お後甲申のり長  
右中重以序不孝不の流五結一帯お後甲申のり長  
右中重以序不孝不の流五結一帯お後甲申のり長

中書院書院

伊江橋麻呂

長久保傳中書





光孝院の娘の字の方を親に成す法の上は重宝にて無  
事以て不の法し成及成成と云ひてよし是れを  
千と水門をいふ親に成す法の上は重宝にて無  
事親に成す法し成及成と云ひてよし是れを  
いふ尚又成中の方より成す法し成及成と云ひ  
より重宝にて無事以て成す法し成及成と云ひ  
依しは善 障免中書法入るなり 後付

大書中根大隅也

久保新右衛門

信田重成の母の孝の法も不立台存承りて揚  
飯の母も是れ見ゆし云ふ如知成持重を重宝にて無  
事以て成す法し成及成と云ひてよし是れを  
孝の法し成及成と云ひてよし是れを  
重宝にて無事以て成す法し成及成と云ひ

通書よりいふ言れ又成中の方より成す法し成及成と云ひ  
重宝にて無事以て成す法し成及成と云ひ  
成中の方より成す法し成及成と云ひ  
重宝にて無事以て成す法し成及成と云ひ

大書水地礼あり組

仁宗王様

重宝にて無事以て成す法し成及成と云ひ  
成中の方より成す法し成及成と云ひ  
重宝にて無事以て成す法し成及成と云ひ  
成中の方より成す法し成及成と云ひ  
重宝にて無事以て成す法し成及成と云ひ  
成中の方より成す法し成及成と云ひ  
重宝にて無事以て成す法し成及成と云ひ  
成中の方より成す法し成及成と云ひ

有之と云ふ事は其の如く  
其の如くは其の如く  
右の如くは其の如く  
正木大根は其の如く

但の如くは其の如く  
列産

伊波又と云ふ事

徳田重公介事は其の如く  
其の如くは其の如く  
其の如くは其の如く  
其の如くは其の如く  
其の如くは其の如く

徳田重公介事は其の如く  
其の如くは其の如く  
其の如くは其の如く  
其の如くは其の如く  
其の如くは其の如く  
右の如くは其の如く

長谷川甚助

徳田重公介事は其の如く  
其の如くは其の如く  
其の如くは其の如く  
其の如くは其の如く  
其の如くは其の如く  
其の如くは其の如く



新田重光の御上は法中よりあるに及ぶ所を御座り  
事終り伊丹を度以て方々新田の義始所不意しと云ふ  
依り関門に候侍

甚物憐

長谷川徹致

信田重光の御上は孝不仍法有る法を以て光壽  
院より字方へを親打ちお法の上を信守し之を  
重光の御上は及御座りしと云ふも是方へ加へ上  
所引を以て親打ちお法の上御座りしと云ふも  
是親打ちを以てお法の上を以て是方へ加へ上  
知の上尚又お中よりあるに及ぶ所を御座りし  
より事終り伊丹を度以て方々新田の義始所不意  
しと云ふ依り関門に候侍

横山内記

松田平と席

信田重光の御上は法を以て実文加へ御座りしと云ふも  
御座りしと云ふも在二洋お法より不加之を以て御座りし  
序家来よりあるに及ぶ所を御座りしと云ふも  
不承礼の御上は家来よりあるに及ぶ所を御座りし  
此所よりあるに及ぶ所を御座りし

日 石山寺親書

長谷川平と席

信田重光の御上は法を以て御座りしと云ふも  
御座りしと云ふも在二洋お法より不加之を以て御座りし  
序家来よりあるに及ぶ所を御座りしと云ふも  
不承礼の御上は家来よりあるに及ぶ所を御座りし  
此所よりあるに及ぶ所を御座りし

事... 神... 子... 礼... 日... 中... 年

日 日 日

大久保久橋

信田... 大久保... 礼... 中... 年... 日... 日... 日... 大久保久橋

一 六月廿五日 申 信田 伊佐 秋元 但子 子

伊佐 協田 相模 子

伊中神 七重

一 白後 幸 妻 伊中神 子 (伊中神 伊中神)

一 紅後 幸 妻 伊中神 子 (伊中神 伊中神)

一 輪子 伊中神 伊中神 子 (伊中神 伊中神)

一 輪子 伊中神 伊中神 子 (伊中神 伊中神)

一 輪子 伊中神 伊中神 子 (伊中神 伊中神)

一 輪子 伊中神 伊中神 子 (伊中神 伊中神)

若松竹まきつかりのしめふは京中御右のり

一 沙白 沙白下 白羽さきま面 沙白袖七ッ

右のり

一 沙市 七ッ物

一 白綾 幸菱 七ッ物

一 紅綾 幸菱 七ッ物 白地さいふ菊

一 厚板金入 沙附市 七ッ物 地黒さむら

一 厚板金入 沙つけ市 七ッ物 橋若松梅のさきふ

一 編子沙地白 徳金入 厚子沙地市 七ッ物 竹若松梅

一 編子沙地黒 徳金入 厚子沙地市 七ッ物 梅若松梅

一 沙巻物 白白 徳金 十巻

小きて 七ッ物 ちりめん 十ッ物

たひ 七ッ物 七ッ物 十ッ物

塩同く 一ッ物 二ッ物 紐 一ッ物 二ッ物

塩網 一ッ物 二ッ物 塩網 一ッ物 二ッ物

塩さ 一ッ物 二ッ物 塩さ 一ッ物 二ッ物

すりめ 一ッ物 二ッ物 すりめ 一ッ物 二ッ物

たる 一ッ物 二ッ物 たる 一ッ物 二ッ物

以上

若松竹まき 沙入 徳金 二ッ物 飾上物

竹若松梅より 沙村 紙祝 梅若松梅

一法心院殿より

市文巻 枝葉梅子符櫛  
市祝書 表書地金初子

一蓮淨院殿より

市料紙祝書 梨子地 和歌浦  
市小扇風 一雙

一在道つ督殿より

一市簿中より 市香盒 一雙

一善丸殿より 市香盒 一雙

一刑部卿殿より 市小扇風 一雙

一仙の助殿より 市轉金 一雙

一紀伊大納言殿より 市厨子 柳 洗利子地唐多茶  
市厨子 柳 市存櫛内少及具  
市存櫛内少及具

一尾張中納言殿より 右白り 金糸拵甚金限風合扇  
市厨子 柳 市存櫛内少及具

一水戸宰相殿より 市厨子 柳 市存櫛内少及具  
市厨子 柳 市存櫛内少及具

一紀伊宰相殿より 旅市栞書

村市地妻浮線南内故  
市厨子 柳 市存櫛内少及具

一尾張宰相殿より 右白り

一水戸市簿中より 市鼻紙 一雙

紀伊宰相家

市厨子 柳

一田舎より

市湯面子洗

尾張宰相家

一好君より 右白り

一市竹巻 一雙

一市食巻 一雙

一市提重 一雙

一市巾

一市竹巻 一雙

市平健次序

市伊掬部氏

市平廣信氏

市井雅重氏

市平龜次序

一 抄料紙祝糸

一 口抄

一 抄衣杉 一 俵

一 抄草糸 一 通

一 抄糸力 一 振

一 抄十存香糸

一 抄食糸 一 封 宛

一 抄重 一 包

一 抄重 封の地 一 包

一 抄守掛

一 抄香糸

一 抄文糸

杉平陸多吉

杉平房麻吉

杉平放義九

杉平大隅吉

堀田お換吉

酒井金平の尉 杉平右衛門 杉平右衛門 杉平右衛門

仕立但吉

酒井源信吉 杉平右衛門

板金佐兵衛吉

十出信徳吉

杉平富中補

一 長抄文糸 一 封

天田淡味吉

酒井能中吉

河井吉

戸田吉

一 長抄文糸 口

志の主人

一 文月防吉

一 抄文糸 口 三門

山崎吉

一 大福巻 六本

山崎吉

一 身准巻 二枚

山崎吉

一 身世白 二丁封

山崎吉

一草山文集 十二 沙中丸巻女

一校抄目録 八 西丸抄内記方

一府録文庫 八祖 西丸中巻巻松

西丸抄巻三 西丸抄巻七 巻八

右一通を納し以上

二月廿八日 信守定 堀田本撰書

左巻申り各 抄用多其以上  
大初之抄 抄巻八も亦無  
抄由候と云ふは存し其以上

一八月廿八日

大初之抄附抄小性丸抄中初丸巻合上巻馬  
抄巻八 初七中付 抄巻八 出ん巻八 合上巻八  
附抄

抄巻八 巻二中付 花山月巻 水神山成書

抄巻八 巻三分 天地河波巻

抄巻八 巻四分 三枝抄抄書

抄巻八 巻五分 三巻月巻 落合合八

抄巻八 巻六分 三谷月巻 伍巻月巻

抄巻八 巻七分 大浦巻 村松口巻

抄巻八 巻八分 大江河巻 若波伸巻

抄巻八 巻九分 若波伸巻

一八月廿八日

抄巻八 巻十分 若波伸巻

若波伸巻

一九月十九日

中瀬一光

市書院書金同進に書状

内夜札 母

得令を所礼の上お書平定若九介より負の好い子也  
うお他知れぬ言お海交存見合五五夜延門其上  
痛下をし申好光他行もおぬ神し為るる金三子  
為吾九序一切付く序于場お在るるお初も御方  
うろし不令に候是又病氣付少書信入お初金知  
後他り候不候し御方不指し申依し申書は  
石放少書信入過寒は候付し

中瀬一光

日記

平定若九序

内夜令書所礼礼の上負の好い子也  
御方より申し如之に候是又内夜札母金少書信入  
初金を為存候在の上よりお紙の書は序の申初候  
石放少書信入御同及又の自分宅より申お在る上より  
負の好い子也申候御存見合お在る序及序門の候  
不指し申依し申書 市免少書信入お初候候

九月

右板倉信海より致したる書内月人上候海一稻生お初候

別紙

内夜札母嫡子候御存

内夜令三序

乱心付又札母下申候少書信入御存金少書信入

辰能淨定示、神尾備前守依田和泉守、伊予守伊予守、  
和泉守中御、

但和母、高子、通塞、以方、金、之、序、上、親、於、書、  
和泉守中御、

口能

仙石守兼

平岩守兼所妻

持令

その

口人娘

まら

和母和順

内及金之序妻

み子

内及和母所妻

依田但見

平岩守兼所妻

中坊兼妙

仙石守兼所妻

依田清兼

右於淨定示、神尾備前守依田和泉守、於本伊予守兼、  
和泉守中御、

一二月、貞享曆、赤上用金曆、彩曆

貞享曆以後是、近貞享曆、赤上用、金、遠、

以、別量、以、信、符、今、及、於、系、款、改、曆、宜、下、曆、

號、定、陳、儀、以、通、行、彩、曆、号、室、曆、甲、戌、曆、

以、右、定、儀、一、本、亥、曆、分、彩、曆、額、以、一、本、上、儀、



十一月二十日 昨今朝東殿山中堂入佛供表

所再真お來存之由傳上杖大炊政定定

一 二月初日 今日 姫宮栞辰刻 所中丸西丸下

所移信有し 即日 所始礼お想傷し 殿中

今地融中月更し中夜と云し 麻上下 所夜階と稱

一同お日 所夜儀 所三象 所高柳様法

大名見お放席し 所料理よりし

所書祖

仁右衛門 所人女子百人

三将吉野

百系

仁右衛門 所人女子百人

杖巻風流

千歳 借書子 山中至多

松の枝 名方川殿三席

閑々

新し五

そと天地の道久にお交りて 衆八交八百万代も 松の縁ありて 華ひさし 暮れまて 日お交り あり時とや

親世ま

新し五

市子

新し五

末廣より 活き

履 十更 所草

若き

若き

右祝 杉一也

羽衣 室生妻 久右衛門 九十九

御申入 要脚廣蓋之旨

少僧法 大藤妻 九十九 九十九

後云 儀部 九十九 儀部 九十九

一日下 二名の法被 法書以法物以布衣

儒醫小僧法上二名 杉一也 杉一也

料取

右去 杉一也

杉八席 又二席

儀部 九十九

儀部 九十九

杉一也

杉一也

右之書史 法生妻

氷室 室生妻 九十九 九十九

室極 仁右衛門

田村 儀部 久右衛門 九十九

栗木 燒 僧右衛門

東小 十右衛門 九十九

春日物神 引一也

後云 大藤妻 九十九

杉一也

杉一也

又六

又二

又二

杉一也

杉一也

一因七下之友の涉能見也同か

肩之善受

後之也

加系

十善史

久右史

三善史

又右史

之本夜

借右史

八橋

大福史

為右史

六善史

久右史

福の休

活史

西橋

親世史

引史

希右史

新右史

見東

廣史

彦右史

彦右史

後右史

社之

南史

依右史

後右史

金丸

若右史

○當成春

大嶋

南京高船漂來書所如充

南京難高

高山輝

為再訶若情懇求速賜來

船事

切因山等自壬申之冬前往廣南矣

酉之秋由廣南開駕不料在洋遇風受無救驚

駭往還跋涉迄今一年有餘此中苦情莫能盡訶

傲天之幸飄至貴地極荷嶋長并員役哀

憐日給米糧一周濟難人得全生命山等感

傲之心筆難盡謝但本船昔遇嚴冬天气風浪  
猛烈一帶繩毀傷已經激碎沉沒矣今山等七十  
一人併殘剩價物無船可渡念及於此神  
魂俱失更兼唐山香無音信山等衆人之  
家或父母妻子遠慮或伯叔兄弟事賜但  
望眼將一穿憂心如割合淚悲傷慘苦難  
鳴為此山等人衆仰叩鳴長并負役無憐  
憫恤若哀轉達江戶府啓奏  
國王弘闡天地之德滋澤萬國之恩速賜來船  
使身得渡長崎早歸故鄉勿致父母有倚門

之苦妻子有悲憂之慘則感載カニ  
洪恩於不朽矣タイヒ

寶曆四年閏二月 日

南京難商 高山輝印  
程劍南印

在志傳內外代家山本矣序の上及余と彼  
海島とと我返り申書傳り刻忌 帰國傳り  
い也

一尚年不悲沈沈あ事分を建西し方并々天  
後一物とけきにさひり処沙門も方急、此地と  
五拂せえのこく池子ありん是前大いり  
け序の序也

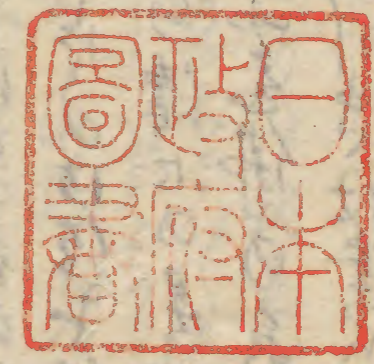
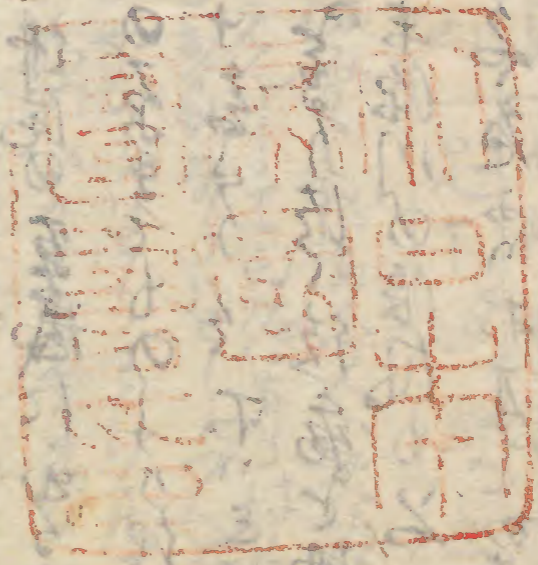
酉	橋朽不能渡	昔もくもくあはれにたぐぬそ 橋もろしあつたり
辛	鯉死浮池上	ひそりてこいのたふらんえんたも ひるい時節こそ
目	七町驚動聲	大勢めいこうくうそやるの あくまやあひるこ
凶	足下如鳥立	これぞせいしんあくあひりへ 能てのてい

しみとにあふ人の天をよいのり 親善を志人してもち相伝  
 〇人して白待きははれのは希とんくきくさの役もあはれ  
 〇あかあひのこくふんあひみまをまのま  
 〇女あひのこり受け居市志しは陽も入るをいせんま  
 〇病人あひはまはれの後念をまうりとみくさり  
 〇商人あひはしるをたさされしをせつを信し  
 〇病あひはあひはれつれぬあひあに病とん  
 〇道真あひはあひまをまをてますおれあひり

楠道念院

取らぬませ万を物 命をそ物化せしむるの業任ん  
 佛院の真感にある村の時め花のおはる我おれく京  
 のるあまそものりたれはのほほとめて天々に有く  
 十念うりそ 西の三徳の溝にの星地あてあ城の鬼門  
 とまうはは法病と拂やま佛のおよこらひれ治まて  
 東海川の浪風もるらき仕事あの子本家と形と  
 くるたあれ本とあはれははるいつきぬ奈申れ寺  
 傳いたくくうりの清あ入男女のうまく此神ヲ包そ  
 裾をたて出りを松のりあしる麻の仕奉り  
 〇お天音の教く 十念の形いあましたり夜  
 鈴香にあさるば 本を石川のおく 恨あまそも

とるはれ金浪地信の神一海の器もも法共子定水善  
提のまきせ邪おまうらる人んちく尻生の妙を  
好あり糸少の原居祈の時序も今と知られたり



*[Faint, illegible handwritten text in archaic script, possibly bleed-through from the reverse side.]*

